（投資法人の登録申請書の添付書類）

第二百十五条　法第百八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

［一～四の二　略］

四の三　別紙様式第九号の二により作成した執行役員及び監督役員が法第九十八条第二号に該当しないことを誓約する書面

五　執行役員及び監督役員が法第九十八条第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六　別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第二号、第四号及び第五号（当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを当該執行役員が誓約する書面

七　別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号（法第九十八条第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号（法第九十八条第二号から第五号までに係る部分に限る。）から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号）のいずれにも該当しないことを当該監督役員が誓約する書面

［八～十四　略］

（登録事項変更の届出）

第二百十九条　登録投資法人は、法第百九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　執行役員又は監督役員に変更があった場合　新たに執行役員又は監督役員となった者に係る次に掲げる書面

イ　第二百十五条第四号及び第四号の三から第八号までに掲げる書面

ロ　［略］

［四～六　略］

別紙様式第２号の２　（第108条第２項第１号の３関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

○○財務（支）局長　殿

設立企画人　住　所

氏　名　印

（法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名）

誓　約　書

設立企画人及び設立時執行役員の候補者は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第２号に該当しない者であることを誓約します。

（記載上の注意）

設立企画人が法人である場合には、誓約書面中「設立企画人及び設立時執行役員の候補者」とあるのは、「設立時執行役員の候補者」とする。

（投資法人の登録申請書の添付書類）

第二百十五条　［同上］

［一～四の二　同上］

［号を加える。］

五　執行役員及び監督役員が法第九十八条第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。）

六　別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八条第四号及び第五号（当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七　別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百条第一号から第五号まで（同条第一号の規定に基づく法第九十八条第二号及び第三号を除く。）及びこの府令第百六十四条各号（当該監督役員が外国人である場合には、法第百条第一号から第五号まで及びこの府令第百六十四条各号）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［八～十四　同上］

（登録事項変更の届出）

第二百十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　第二百十五条第四号及び第五号から第八号までに掲げる書面

ロ　［同上］

［四～六　同上］

［様式を加える。］